高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県立大学学則第50条第2項及び高知短期大学学則第26条第2項の規定に 基づき、高知県立大学総合情報センター及び高知短期大学総合情報センター(以下「センター」 という。)について必要な事項を定める。

(センターの目的)

- 第2条 センターは、高知県立大学学則第60条第1号及び高知短期大学学則第37条に定める図書館の管理、運営、図書館資料の収集、整理、保存、閲覧、調査及び高知県立大学学則第60条第2号及び高知短期大学学則第37条に定める情報処理施設の管理、運営を行い、教職員及び学生の情報処理に関する教育、研究の支援を行うとともに、地域社会の図書館活動及び学術情報システムの確立に協力し、地域の発展に寄与することを目的とする。
- 2 前項の図書館資料とは、図書、記録及び視聴覚教材その他教育及び研究に必要な資料をいう。 (組織)
- 第3条 センターにセンターの運営その他に関する重要な事項を審議するため、高知県立大学総合情報センター・高知短期大学総合情報センター運営委員会を置く。
- 2 センターに専任の教員を置くことができる。
- 3 総合情報センター運営委員会に関する細則は、別に定める。 (運営の細則)
- 第4条 センター及びセンターに保存されている図書館資料の利用、その他センターの運営について 必要な事項は、学長の承認を受けてセンター長が定める。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年11月26日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。